

# 新規のご加入 満3歳から満74歳までの健康な方

保障内容		満3歳から満69歳まで	満70歳から満80歳まで (満80歳の誕生日が属する月の末日まで)
死亡	交通事故 傷害	30万円	
	疾病 (高度障害を含む) ※1		
入院	交通事故 傷害	1日 6,000円 (1日～50日)	1日 4,000円 (1日～50日)
	疾病 ※1		
がん入院	がんの場合はさらに上乗せ	1日 4,000円 (1日～50日)	1日 2,000円 (1日～50日)
通院	交通事故 傷害 ※4	1日 3,000円 (1日～50日)	
	疾病 ※1 ※5	1日 3,000円 (1日～30日)	
手術	交通事故 傷害	【外来】 3万円 入院日額の5倍 【入院】 6万円 入院日額の10倍	【外来】 2万円 入院日額の5倍 【入院】 4万円 入院日額の10倍
	疾病 ※1		
がん先進医療	※2	最高 300万円	最高 200万円

- ※1 初年度共済契約の共済責任開始日からその日を含めて180日目までの疾病による死亡・入院・通院・外来手術・入院手術については、共済金のお支払いは半額となります。
- ※2 初年度共済契約の共済責任開始日からその日を含めて180日目までに開始したがん入院およびがん先進医療による療養については、共済金のお支払いはできません。
- ※3 退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因または医学上重要な関係がある原因により被共済者が入院した場合、これらの入院は1回の入院とみなして共済金をお支払いします。
- ※4 事故の日から90日以内を給付期間として、通院日数50日分が支払限度となります。
- ※5 連続して5日以上入院し、退院後に通院した場合、退院日の翌日から180日以内を給付期間として、通院日数30日分が支払限度となります。ただし、疾病入院と因果関係のない疾病による通院の場合は、共済金のお支払いはできません。
- ※6 外来手術・入院手術ともに1共済期間(1年間)において請求原因(交通事故・傷害・疾病)ごとにそれぞれ1回が支払限度となります。また、一部支払対象外となる手術があります。

## ご加入に際して

共済掛金	月々3,000円
加入資格	被共済者(保障の対象となる方)は、加入日現在、健康でかつ正常に就業されている方、または日常生活を営んでいる方に限ります。 ※ご加入の際は、加入申込書記載の告知事項におこたえください。
加入制限	被共済者おひとりにつき1口
新規加入年齢	加入日現在、満3歳から満74歳まで
満了年齢	満80歳(共済契約満了日は、誕生日が属する月の末日となります。)
被共済者の範囲	ご契約者が 法人事業所の場合: 代表者/役員/従業員(パート・アルバイト) 個人事業主の場合: 事業主(本人)/従業員(パート・アルバイト)/配偶者/親族(2親等以内の血族、2親等以内の姻族) 個人の場合: 本人/配偶者/親族(2親等以内の血族、2親等以内の姻族)
共済金のお支払い	共済金受取人はご契約者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に関わらずお支払いします。
共済掛金の払込	ご契約者の指定口座から、加入日が属する月の翌月27日より毎月自動引き落としとなります。
共済責任開始日	共済責任開始日は加入日が属する月の翌月1日午前零時です。 共済責任開始日より前の事故については共済金のお支払いはできません。
共済期間および契約の更新	共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了日から2週間前までに特にお申し出のない限り、共済契約は自動更新となります。
組合員資格および出資金	広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は、出資金(1口100円)をお預りします。(ご加入にあたっては、10口1,000円以上の出資をお願いしています。) 組合員資格のない方は、一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)

ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください

